

掛川市条例第17号

掛川市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

掛川市医師修学資金貸与条例（平成23年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、被貸与者が医師の免許を取得し、直ちに市立病院において臨床研修を受け、かつ、当該研修を修了した後、引き続き指定勤務を行った場合（貸与期間の月数が18月を超える場合に限る。）は、12月を同項第1号の指定勤務を行った期間に通算する。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の申請がなされた修学資金から適用し、同日前に貸与の申請がなされた修学資金については、なお従前の例による。